

## 《 特別定額給付金 申請のご案内 》

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として  
一人につき10万円を支給します

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

この案内は、「4月27日に住民基本台帳に登録されている方の世帯」にお送りしています。

ご確認の上、8月11日（火）までに申請の手続きをしてください。

給付金を受け取るためには、必ず申請書の提出が必要です。

**和寒町は5月12日（火）から受付を開始します。**

### ○特別定額給付金について

#### (1) 給付金の概要について

- ・基準日：令和2年4月27日（月）
- ・対象者：基準日に住民基本台帳に記載されている方
- ・請求者：世帯主の方（世帯分を一括給付します）
- ・給付額：世帯構成員一人につき10万円

#### (2) 申請方法について

感染防止の観点から、申請方法は「郵送申請方式」および「オンライン申請方式」としています。

##### ① 郵送申請

申請内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

##### ② オンライン申請

マイナンバーカードが必要となります。

オンラインサービス「ぴったりサービス」の特別定額給付金の申請画面から申請してください。 ※5月12日から利用可

### 案内に対するお問い合わせ先

〒098-0192 上川郡和寒町字西町 120 番地

和寒町役場 総務課庶務係

☎ 0165-32-2421（直通）

**1. 申請期間** (この期間を過ぎると、申請できなくなりますのでご注意願います)

令和2年5月12日(火曜日)から8月11日(火曜日)まで

※和寒町は上記期間となります。市町村によって申請受付期間は異なります。

**2. 申請方法**

原則として、**同封した申請書に返信用封筒による「郵送」**での申請、  
または**マイナンバーカードによる「オンライン」**での申請となります。

**3. 申請先**

- ①郵送申請：同封の返信用封筒に入れ、**和寒町役場総務課**へ郵送してください。
- ②オンライン申請：ぴったりサービスにて、**マイナンバーカード**を利用することにより申請ができます。※5月12日から利用可

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search> (ぴったりサービス URL)

※金融機関の口座がない場合は、申請書受付後に支払通知書を郵送し、後日、出納室にて現金給付することとなります。

**4. 提出書類**

同封の「特別定額給付金申請書」に、必要事項を記入および押印のうえ、本人確認書類及び振込先金融機関口座確認書類を添付のうえ、返信用封筒(切手不要)により返送してください。 (□はチェックにご使用ください)

◆ 『申請書(請求書)』 (同封の記載例を参考に記入してください。)

◆ 『印鑑』 (シャチハタ不可) 世帯主(申請・受給者)の欄に押印してください。

◆ 『本人確認書類』(コピー貼付け)

本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカード、保険証など

◆ 『預貯金通帳』または『金融のキャッシュカード』(コピー貼付け)

申請者(又は代理人)名義のもの

※ただし、和寒町の水道料、地方税等の引き落とし、または児童手当の受給口座への振込みを希望される場合は、写しの貼付けを省略できます。

(申請書の希望する口座にチェック☑を入れてください。)

\*郵送で申請される際は、『本人確認書類』・『預貯金通帳』の写しの入れ忘れや印鑑の押し忘れにお気を付けてください。